

介護保険負担限度額認定証を交付された方の基本利用料

適用期間：令和6年6月1日～7月31日

介護保険負担限度額認定証を交付された方は、居住費、食費が軽減されます。

多床室

区 分		要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
第 1 段 階	介護サービス費用自己負担額/月	22,878 円	25,336 円	27,900 円	30,359 円	32,782 円
	居住費/月	0 円 (0 円/日)				
	食費/月	9,000 円 (300 円/日)				
	基本利用料/月	31,878 円	34,336 円	36,900 円	39,359 円	41,782 円

区 分		要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
第 2 段 階	介護サービス費用自己負担額/月	22,878 円	25,336 円	27,900 円	30,359 円	32,782 円
	居住費/月	11,100 円 (370 円/日)				
	食費/月	11,700 円 (390 円/日)				
	基本利用料/月	45,678 円	48,136 円	50,700 円	53,159 円	55,582 円

区 分		要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
第 3 段 階 ①	介護サービス費用自己負担額/月	22,878 円	25,336 円	27,900 円	30,359 円	32,782 円
	居住費/月	11,100 円 (370 円/日)				
	食費/月	19,500 円 (650 円/日)				
	基本利用料/月	53,478 円	55,936 円	58,500 円	60,959 円	63,382 円

区 分		要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
第 3 段 階 ②	介護サービス費用自己負担額/月	22,878 円	25,336 円	27,900 円	30,359 円	32,782 円
	居住費/月	11,100 円 (370 円/日)				
	食費/月	40,800 円 (1,360 円/日)				
	基本利用料/月	74,778 円	77,236 円	79,800 円	82,259 円	84,682 円

ユニット型個室

区 分		要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
第 1 段 階	介護サービス費用自己負担額/月	26,249 円	28,708 円	31,342 円	33,836 円	36,260 円
	居住費/月	24,600 円 (820 円/日)				
	食費/月	9,000 円 (300 円/日)				
	基本利用料/月	59,849 円	62,308 円	64,942 円	67,436 円	69,860 円

区 分		要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
第 2 段 階	介護サービス費用自己負担額/月	26,249 円	28,708 円	31,342 円	33,836 円	36,260 円
	居住費/月	24,600 円 (820 円/日)				
	食費/月	11,700 円 (390 円/日)				
	基本利用料/月	62,549 円	65,008 円	67,642 円	70,136 円	72,560 円

区 分		要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
第 3 段 階 ①	介護サービス費用自己負担額/月	26,249 円	28,708 円	31,342 円	33,836 円	36,260 円
	居住費/月	39,300 円 (1,310 円/日)				
	食費/月	19,500 円 (650 円/日)				
	基本利用料/月	85,049 円	87,508 円	90,142 円	92,636 円	95,060 円

区 分		要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
第 3 段 階 ②	介護サービス費用自己負担額/月	26,249 円	28,708 円	31,342 円	33,836 円	36,260 円
	居住費/月	39,300 円 (1,310 円/日)				
	食費/月	40,800 円 (1,360 円/日)				
	基本利用料/月	106,349 円	108,808 円	111,442 円	113,936 円	116,360 円

注) 月額は30日分の金額です。

介護保険負担限度額認定の要件について

利用者負担段階	所得要件	資産要件
第1段階	* 世帯全員が市町村民税非課税で、老齢福祉年金受給者 * 生活保護受給者	預貯金等が1,000万円以下の方 (夫婦で2,000万円以下の方)
第2段階	* 世帯全員が市町村民税非課税の方で、年金収入等が80万円以下の方	預貯金等が650万円以下の方 (夫婦で1,650万円以下の方)
第3段階①	* 世帯全員が市町村民税非課税の方で、年金収入等が80万円超120万円以下の方	預貯金等が550万円以下の方 (夫婦で1,550万円以下の方)
第3段階②	* 世帯全員が市町村民税非課税の方で、年金収入等が120万円を超える方	預貯金等が500万円以下の方 (夫婦で1,500万円以下の方)
第4段階 【非該当】	* 本人が市町村民税非課税で、世帯員に市町村民税課税者がいる方 * 本人が市町村民税課税の方 * 配偶者が市町村民税課税の方 (世帯が分離している配偶者を含む。)	利用者負担段階に応じた上記資産要件を満たさない方

注) 年金収入等 = 公的年金等収入金額 (非課税年金を含む。) + その他の合計所得金額